

東京都市計画地区計画の変更（港区決定）

都市計画白金一丁目東部北地区地区計画を次のように変更する。

名 称	白金一丁目東部北地区地区計画	
位 置 ※	港区白金一丁目地内	
面 積 ※	約 1. 8 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、地下鉄白金高輪駅の近傍に位置し、住宅・工場・事務所・生活利便施設等の多様な土地利用がなされている地区である。このため、街区再編と土地利用の整序・集約化を図ることにより、定住性の高い良質な居住機能を中心とした、生活都心にふさわしい安全で快適な複合市街地の形成を図る。併せて古川に隣接する立地を生かした潤いのある都市空間を創出する。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>公共施設等の整備の方針</p>	<p>1) 道路等の整備方針</p> <p>① 地区周辺の円滑な交通処理を行うため、主要な自動車ネットワークとして、地区幹線道路1号及び地区幹線道路2号を拡幅整備する。</p> <p>② 地区東西を連絡する歩行者動線の確保及びゆとりと潤いのある水辺空間の形成を図るため、古川沿いに緑豊かな歩行者通路を整備する。</p> <p>2) 公園の整備方針</p> <p>① 古川沿いの潤いと魅力のある水辺空間の形成を図るため、地区北西部に公園を整備する。</p> <p>3) その他の公共空地の整備方針</p> <p>① 地区内外の交流及び防災性の向上を図るため、地区中央部に広場を整備する。</p> <p>② 歩行者の安全性、快適性及び回遊性の向上を図るため、地区幹線道路沿道に歩道状空地を整備する。</p> <p>③ 周辺への環境に配慮した潤いのある空間形成を図るため、地区北東部に緑豊かな公共空地を整備する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p>	<p>1) 良好な住環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2) 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び建築物の容積率の最低限度を定める。</p> <p>3) 敷地の細分化の抑制と建築物の共同化を図るため、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定める。</p> <p>4) 道路沿道等でのゆとりある歩行者空間の確保及び敷地内緑化の誘導、周辺環境に配慮した市街地形成を図るため、壁面の位置の制限及び建築物の建蔽率の最高限度を定める。</p> <p>5) 良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>

再 開 発 等 促 進 区	位 置		港区白金一丁目地内				
	面 積		約1.8ha				
	土地利用に関する基本方針※		安全で快適な複合市街地の形成と潤いある都市空間の創出を図るため、公園、広場等の公共的な空間を確保し、周辺市街地との調和に配慮しながら、定住性の高い良質な住宅、工場、事務所、生活利便等の機能を導入する。				
	主要な公共施設の 配置及び規模※	種 類	名 称	幅 員	延 長	面積	備 考
		道 路	地区幹線道路1号	12m～約14m	約100m	—	一部拡幅
地区幹線道路2号			10m	約200m	—	拡幅	
公 園		公園	—	—	約500㎡	新設	
その他の 公共空地	歩行者通路	6m	約240m	—	新設		
地 区 整 備 計 画	位 置		港区白金一丁目地内				
	面 積		約1.8ha				
	地区施設の配置及 び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面積	備 考
		広 場	広場	—	—	約800㎡	新設
		その他の 公共空地	歩道状空地	4m	約235m	—	新設
			公共空地	—	—	約140㎡	新設（水道施設を含む）
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限※		次に掲げる建築物は建築してはならない 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物並びに同条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 2) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所			
建築物の容積率の最高限度※		10分の82 ただし、10分の60以上を住宅用途に供するものとする。					
建築物の容積率の最低限度		10分の28 ただし、公益上必要な施設は除く。					

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度※	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ ただし、公益上必要な施設は除く。
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡ ただし、公益上必要な施設は除く。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、歩行者の安全性、快適性を確保するために必要な庇、その他これに類するもの及び公益上必要な施設は、この限りでない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1) 建築物及び工作物の外観の色彩は、東京都景観計画及び港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとする。 2) 建築物及び工作物の形態及び意匠は、東京都景観計画及び港区景観計画に適合し、良好な都市環境の形成に資するものとする。

※は知事協議事項

容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II3（1）の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、地区計画を変更する。

変更概要

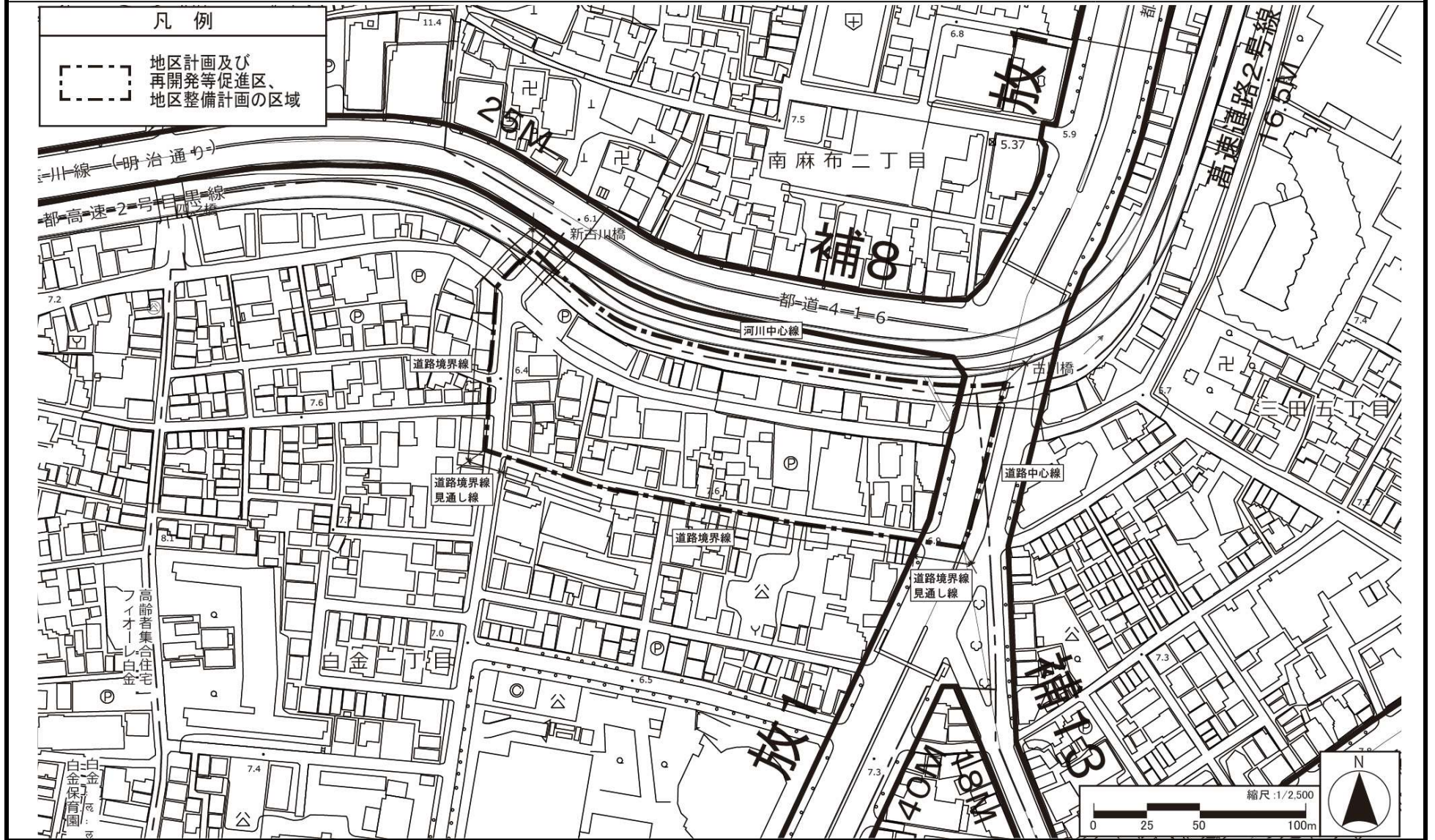
_____部分は、変更箇所又は追加箇所を示す

名 称		白金一丁目東部北地区地区計画			
事 項		旧	新	摘要	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号に掲げる風俗営業の用に供する建築物並びに同条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 2) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所	次に掲げる建築物は建築してはならない 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号に掲げる風俗営業の用に供する建築物並びに同条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供する建築物 2) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所	法改正に伴う変更

東京都市計画地区計画

白金一丁目東部北地区地区計画 計画図 1

[港区決定]

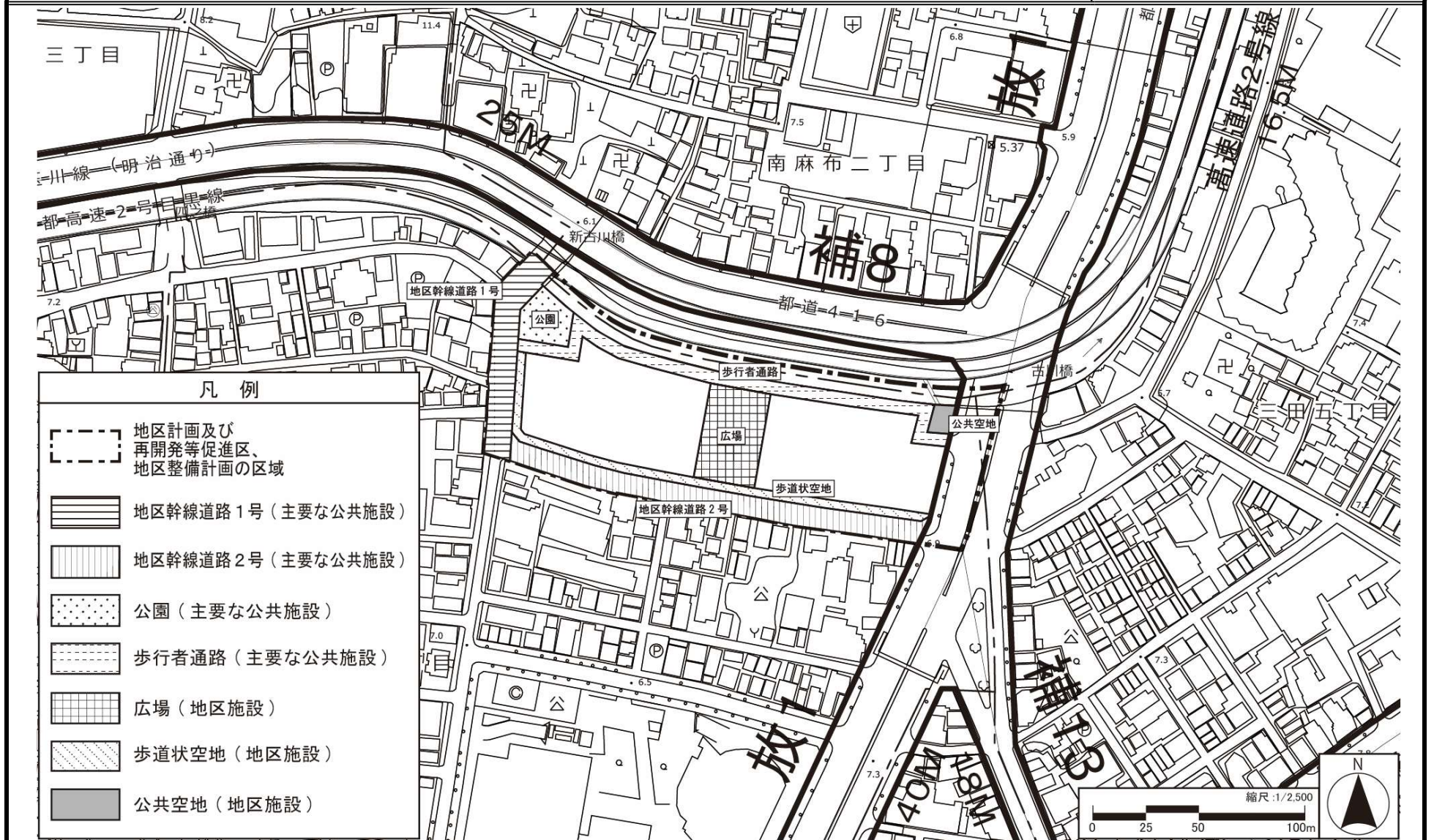


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日

東京都市計画地区計画 白金一丁目東部北地区地区計画 計画図 2

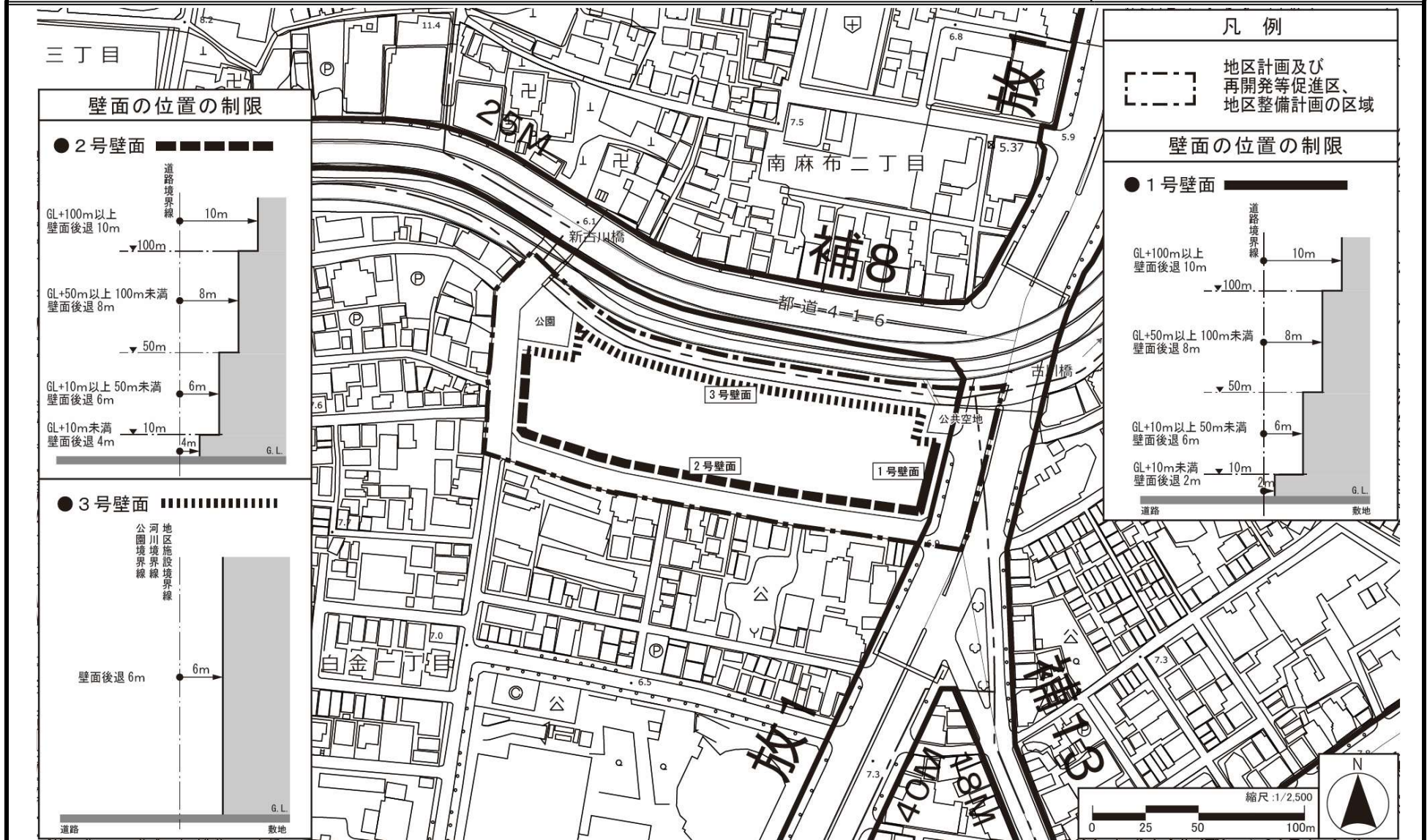
[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日

東京都市計画地区計画 白金一丁目東部北地区地区計画 計画図 3

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2都市基交著第76号・2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第54号、令和2年6月12日